



年末の交通安全 県民総ぐるみ運動



実施期間 令和6年12月11日(水)～12月31日(火)

交通安全
スローガン

高めよう!とちぎの交通マナー
マナーアップ!あなたが主役です



- ① こどもと高齢者の交通事故防止
- ② 飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用推進

こどもと高齢者の交通事故防止

3S EE (見る) → こどもや高齢者をいち早く発見する
 LOW (減速する) → こどもや高齢者を見たら減速する
 TOP (停止する) → 危険を感じたら、すぐに停止する

運動の推進

Tochigi Road



栃木県
止まられる
ずっと

横断歩道は歩行者優先

運転者は歩行者が横断している時や横断しようとしている時は、横断歩道の手前で一時停止して歩行者に道を譲らなければなりません。



飲酒運転等の根絶



飲酒運転を絶対にしない、させない

とれますか? 飲酒事故の責任が!

運転者以外(車両提供、酒類提供、同乗者)にも厳しい罰則と行政処分があります

自転車乗用中死者の人身損傷主部位
(致命傷の部位)
(令和元年～令和5年合計)



・「その他」とは、顔部、腹部等をいう。

自転車安全利用五則

- 車道が原則、歩道は例外、歩行者を優先
- 左側を通行
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

自転車の罰則強化

スマホ・酒気帯び

ながらスマホ

酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進

合い言葉は!

「16時だよ! 全員点灯」



夜間は原則ハイビームで走りましょう。対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走りましょう。

